

# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第30回）議事録

1. 日時 平成29年4月28日（金） 10:00～11:54

2. 場所 総務省10階 総務省第1会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、石井 夏生利 委員、  
内田 真人 委員、大谷 和子 委員、岡田 羊祐 委員、北 俊一 委員、  
酒井 善則 委員、関口 博正 委員、三友 仁志 委員、長田 三紀 委員  
(以上、12名)

② 関係団体・企業

日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部門担当部長（統括）  
東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長  
西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

③ 総務省

富永 総合通信基盤局長、巻口 電気通信事業部長、竹村 事業政策課長、安東 事業政策  
課調査官、堀内 事業政策課企画官、影井 事業政策課課長補佐、宮野 事業政策課課長  
補佐、藤野 料金サービス課長、内藤 料金サービス課企画官、柳迫 料金サービス課課  
長補佐、荻原 電気通信技術システム課長、杵浦 電気通信技術システム課課長補佐、廣  
重 番号企画室長、神田 番号企画室課長補佐、三田 データ通信課長、徳光 消費者行政  
第一課長、湯本 消費者行政第二課長

4. 議題

- (1) 電気通信番号の適正な利用の確保について
- (2) 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について
- (3) その他

○山内主査 皆さん、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
ます。

定刻となりましたので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会」第30回を開催いたします。

それでは、早速ですが、まずは配付資料の確認について、事務局でお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐 それでは、配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は資料30-1及び30-2、参考資料30-1及び30-2の計4点となっております。過不足等がございましたら事務局までお知らせください。なお、本日はワイヤレスマイクを使用いたします。ハウリング防止のため、ご発言が終わりましたら機器のスイッチをお切りいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○山内主査 それでは、議事に入ります。本日の議題ですけれども、まず最初に「電気通信番号の適正な利用の確保について」、2番目が「固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について」の2点となっております。まず1点目の電気通信番号の適正な利用の確保に関しましては、第一次答申で方向性を整理した双方向番号ポータビリティの導入に関連して、番号の管理あるいは適正利用に向けた制度的な対応を含めて二次答申に向けた検討課題としたものでございます。これは資料30-1に基づきまして事務局の説明の後に質疑応答ということにさせていただきたいと思っております。

それから2番目の固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について、これは今月6日の第28回の委員会におきまして移行工程・スケジュール等に関する質問事項等について考え方を整理・説明していただくように、これはNTT様に依頼しておりましたものです。これは資料30-2になりますけれども、この説明はNTTから行っていただきまして、その後に質疑・議論ということにさせていただきます。

それでは、まず事務局から、先ほどの電気通信番号の適正な利用の確保についてのご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○安東事業政策課調査官 それでは、資料30-1に基づきまして説明を申し上げます。1ページ目をご覧ください。二次答申に向けた電気通信番号に関する検討課題としております。四角の括弧書きでございますが、先ほど山内主査からもご案内がありましたとおり、4月6日のこの円滑化委員会におきましてフォローアップが必要とされた個別検討課題のうち、電気通信番号の適正な利用の確保につきましては、双方向番号ポータビリティの導入に伴う番

号管理や着信課金番号など0AB0番号に関する課題をはじめ、番号資源の有効かつ適正な利用に向けた課題について、制度的な対応も含め、利用者保護の観点を踏まえて検討を行うとされているところでございます。

今回、これに基づきまして、その下のベン図にございますとおり電気通信番号に関する喫緊の課題を整理させていただきました。まず赤枠にございます双方向番号ポータビリティの実効性や継続性をどう確保していくかという点。左下の薄い緑の枠にございます番号資源の公平かつ効率的な利用の確保、具体的には番号の未利用等への対応についての課題。右側の青色の四角にございますが、番号の移転に係る適正な管理の確保、具体的には番号の指定事業者と利用事業者が異なる場合への対応、この3つの柱に従いまして、あわせてここに四角で書いております6項目を整理させていただきました。この課題につきまして、この後資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。

まず2ページ目、電気通信番号制度の概要について簡単にご説明させていただきます。四角の囲みでございますが、平成9年の電気通信事業法の改正によりまして、全ての電気通信番号について適正かつ計画的な管理を行うため、現行の事業法の規定が整備され、固定電話、携帯電話等に係る電気通信番号の計画、また基準、指定の手続等が定められているところでございます。

右側の下の指定の手続をご覧ください。電気通信事業者から番号の指定申請を受け、総務省においては一定の基準に基づいて審査を行います。その基準に照らして必要な電気通信番号を指定してまいります。

ここで1点、今後の課題につながるお話をさせていただきますと、指定された番号について、その矢印の下の方で緑の四角が2つございますが、電気通信番号を使用しなくなった場合、また電気通信番号規則に違反した場合、こういう点につきましては指定を受けた番号の返納ということがあり得る仕組みになってございますが、使用しなくなった場合という意味は一番下の四角にございますとおり番号の自主的な返納・廃止という点でございまして、この点について、自主的な廃止の規定が主に規定されているということでございます。

3ページ目をご覧ください。参考までに、主な電気通信番号の種類と指定の進め方についての整理でございます。左側の項目にございますとおり0AB～J番号が固定電話など、0A0番号で携帯電話などについてそれぞれ番号ごとに使用用途を定め、また桁数は最大11桁までございますが、この桁数を付与していくということでございます。総務省におきましてはこの赤い四角の枠、例えば0AB～J番号で言うと2桁目から6桁目、ABCDEと書

いてございますこの番号の束を指定いたします。それを受けた電気通信事業者につきましては、下位4桁のF G H Jの幅において任意にユーザーに番号を割り当てるという形で、番号の指定と実際の電気通信事業者の利用ということが行われている状況でございます。

4ページ目をご覧ください。この電気通信番号につきまして、主な指定や使用の状況につきまして整理させていただきました。例えば0 A B～J、固定電話に関して申し上げますと、指定事業者は22社でございます。物理的な番号容量、指定が可能な番号容量は4億1,992万番号でございます。そのうち実際に総務省が事業者指定している番号、払い出している番号が2億3,830万番号でございます。そうしますと、番号容量に対する指定数という意味での指定率は56.7%でございます。他方で実際に事業者がその番号を使っているという意味での使用率は26.6%でございます。指定率と使用率の乖離が若干ある状況でございます。それに対しまして、2段目の携帯電話に関しましては指定率が86.1%に対して使用率が71%でございます。この固定電話の26.6という数字は市外局番ごと、地域ごと、また事業者ごとに異なっており、その全部の平均でございますので、場合によっては数%の使用率となっている事業者もいるという状況でございます。また、後段の説明につながります点で下から3行目、0120、フリーダイヤルなどの着信課金に使える番号でございますが、こちらの指定率は約99%ということではほぼ全て払い出している状況でございます。これに対しまして、実際の使用率といたしましては55%にとどまっているという状況でございます。

続きまして、5ページ目は主な電気通信番号の指定の状況を網羅的に書かせていただいたものでございます。参考までにつけさせていただきます。

6ページ目をご覧ください。次に、一次答申の検討の際にもご紹介させていただきましたが、P S T NからI P網への移行に伴う番号ポータビリティの仕組みの変化についてご説明させていただきます。上段の絵が現在のP S T N、片方向番号ポータビリティの仕組みでございます。下段の絵がI P網移行後の双方向番号ポータビリティの構成図でございます。上段におきましては、真ん中にあります片方向の番号が出ているもとであるN T T東西において番号データベース、またそのデータベースを書きかえるための業務システムというものが実装されております。このデータベースを持っていることによって発信者側からの照会に応じて移転先の情報を返信し、転送先に再接続するという、この緑の「リダイレクション」と記載しております矢印が機能するということになってございます。

I P網におきましては、下段にございますとおり双方向になるという点におきまして全ての固定系I P電話事業者がI P化対応の番号解決の方式、E N U M方式と申しますI Pアド

レスの問い合わせに対応して照会を行う技術でございます。こちらに対応し、それぞれ番号データベースを導入し、ユーザー情報を書きかえていくという意味での業務システムの準備・改修が必要となってくるという状況でございます。

7 ページ目をご覧ください。固定電話、携帯電話、PHSにおきます番号ポータビリティの利用状況、経年の数字データを整理させていただきました。右側が携帯電話、双方向番号ポータビリティが実現している電話の移転番号数の推移でございます。増加傾向でございます。直近2015年度は620万番号のやりとりがございます。2006年からの累計で3,800万番号が利用されているところでございます。これに対しまして、現在片方向の固定電話の番号ポータビリティのやりとりが左側でございます。この合計はNTTのPSTNから抜けていく番号を中心に集計しているもの、またNTTの固定電話網に帰ってくる番号を集計したものでございますが、若干減少傾向ですが220万番号が直近の数字でございます。こちらは片方向でございますので、今後双方向になった場合は、よりその番号の持ち運び、やりとりがふえるものと想定されております。

8 ページ目をご覧ください。ここから1 ページ目で触れさせていただきました各課題の具体的な説明をさせていただきます。まず固定電話の双方向番号ポータビリティの導入に伴う課題の1つ目としては、発番管理と番号解決としております。先ほど番号ポータビリティの仕組みでご紹介しました双方向番号ポータビリティを導入いたしますと、全ての事業者がENUMシステムに基づきまして番号のデータベースを管理するという意味での発番管理、またその番号に照会があった場合、ユーザーが他の事業者に移っているということを適切に示しルーティングを誘導するための番号解決、その2つが必要になってまいります。この下の図で申しますと右側の絵でございますが、例えば中小事業者BにいたYさんが、ここで言う一例としてNTT東西のほうへ契約変更している場合は、左上の大手事業者ユーザーであるXさんから電話をかけた場合、最初は中小事業者Bの番号DBに問い合わせが行った上で、正しい移転先のNTT東西のほうに呼を誘導するという仕組みでございます。これをそれぞれの事業者が実装することが必要になってまいります。

続きまして、9 ページ目でございます。導入に伴う課題の2つ目といたしまして番号解決、番号データベース保有の方法についてでございます。今後双方向番号ポータビリティが導入される場合には、携帯同様各事業者に一定の責務が課されることが想定されております。その場合に、それぞれのコストをいかにマネジメントしていくかという観点から、1つの論点としては番号データベースの持ち方ということが考えられます。現在その番号データベース

を持って番号解決を行うという観点からは、各事業者が自分で個々にそのデータベースを保有するというのと、他事業者、例えば大手の事業者の番号データベースを借りて共用して運用するという場合が想定されております。事業者の意識合わせの場においても個別データベース方式、共通データベース方式の2つが合意されています。この点につきまして、もし、この右の図で申します中小事業者Bの方が大手事業者Aに番号DBを借りる、共用するという場合には、この大手事業者Aが中小事業者Bの番号解決、適切な契約先の事業者へのルーティングの誘導をするということになってまいります。この場合のDBの持ち方、借り方、またそれぞれの営業情報の扱い方などについての考え方が必要になってまいりまして、それによって事業者がどういうデータベースを持つということがより選択しやすくなってくると考えられます。

10ページ目をご覧ください。次に、発番管理と番号解決の継続性としております。今回、全ての事業者がこのように番号を介して番号の持ち運びを円滑にしていくシステムを構築していくことになるわけですが、例えば仮に将来ある事業者がその事業を休廃止するということになる場合、利用者保護の観点からの対応が必要となってまいります。とりわけ下の図の右にございますとおり真中で中小事業者B、仮にこの事業者が右のとおり休廃止をしてしまうという場合は、そこにあったDBから番号を持ち運んでいる他の事業者にルーティングしている状況がある中で、もとの番号のDBがなくなるというふうになります。そうしますと、例えば右の図で言うと、先ほどのYさんが中小事業者Bから大手事業者にキャリアチェンジを行っていたとしても、大もとの番号のDBがなくなるという点で正しくルーティングされなくなります。Yさんの現在の契約先事業者は大手事業者、すなわちNTT東西でございますが、もう契約関係にないもとの事業者のDBがなくなることにより電話の疎通ができなくなるという状況が生じます。これにつきまして利用者の不利益を被らないように発番管理、番号解決に係る制度上の責任主体を円滑に承継できることが必要となってまいります。これにより事業者の参入リスク軽減とともに利用者の保護も図られるのではないかと考えられます。

11ページをご覧ください。この電気通信番号を利用する地位の承継についての現在の制度状況でございます。現在、番号を引き継ぎたいという観点のニーズがある事業者がいた場合にあっても、電気通信事業法におきましては番号そのものの承継の規定がございません。そのため、以下の運用を行っております。下のポンチ絵を見ながらご説明させていただきますが、AからBの事業者番号を引き継ごうとした場合、2つの行政処分を組み合わせると

用しております。まずA事業者が単純な事業の廃止、番号の廃止ということでその番号を総務省に返納いたします。それとは別個の手続としてB事業者は指定の申請を行い総務省から番号の指定を受ける、その過程においてこの同じ番号の指定を行うということで、2つの行政処分を1つにして運用している状況でございます。電気通信事業法におきましては事業の承継の規定はございますが、このように電気通信番号の承継がないという点で運用に委ねているという状況でございますが、今後先ほどの番号DBがなくなるケースがある場合、最大23社とそれぞれ番号ポータビリティをすることになる場合にそれぞれと円滑に承継していくという観点からは、このような規定の整理も喫緊の課題になってくると考えられます。

12ページ目をご覧ください。参考といたしまして、昨年以來NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング機能などのアンバンドルがされて、今後フレッツのサービスの上で光IP電話サービスのみキャリアチェンジが可能になってくる場合がございます。この点で、このサービスに関しましてもユーザーチェンジが起こりますので、双方向番号ポータビリティに関して活用の余地が出てまいりますという点をご紹介させていただきまして、さまざまな番号ポータビリティの利用の例がふえてきているという状況でございます。

13ページ目をご覧ください。続きまして、電気通信番号の指定と実際の利用が異なっているケースの1つとして、サービス卸の進展に伴う番号管理の課題についてご紹介いたします。ここは固定の例をご紹介いたしました。サービス卸が進展することに伴いまして、現在、下の表にございますとおり例えばNTT東西のサービス卸で申しますと、一番下に「事業者の分類」と記載した四角の箱がございますが、合計538社までサービス卸の卸先事業者が存在しております。ISP・MVNOをはじめ多様な事業者が卸サービスを受けているということです。基本的にフレッツの卸でございますが、光IP電話の卸も全体の6割ぐらいの事業者が受けているということでございますので、その場合、番号指定を受けた事業者であるNTT東西と、番号を利用している事業者である卸先事業者が異なる状況でございます。

2ポツ目でございますが、この番号自体は、番号指定を受けている卸元事業者が制度上の責任主体で番号管理を行っております。他方でユーザーから見ると、契約者は卸先事業者でございます。このようにユーザーからその責任主体が見えにくい状況になっております。

3ポツ目でございますが、この電気通信番号の指定を受けた事業者（卸元事業者）の番号を利用して卸先事業者がサービスを提供する場合、例えばユーザーが他の事業者キャリアチェンジをしたいということで番号ポータビリティの申し出があった場合、卸先事業者は対応する必要がございますが、電気通信番号規律におきましては固定電話に関する卸先の規律

が現在ございませんので、利用者利益の確保の観点から、例えば卸元事業者が卸先事業者への指導等を通じて適正な番号管理を行う必要があるのではないかとしております。

続きまして、14ページ目でございます。未利用の電気通信番号の課題でございます。一例として、0120番号の例からご紹介させていただきます。フリーダイヤルなどに利用されている0120番号につきましては、先ほどご紹介しましたとおり指定率が99%、総務省からは番号をほぼ全て払い出しておりますが、その指定数の9割を1つの電気通信事業者に対して指定しております。右下の円グラフにありますとおり1つの事業者が9割、残りがこの10%を分け合っているという状況でございます。0120番号は、システムの上では双方向番ボを現在実現しております。しかしその使用率は55%ということで、携帯より低い水準です。実際には1,000番号単位で番号を払い出している関係上、なかなか使用率が上がらないという状況がございますが、実際の流動性を確保するために事業者間の運用上の対応として事前番号ポータビリティという取り組みを行っております。もともとユーザーがついた番号の持ち運びというものが双方向番号ポータビリティの考え方でございますが、一定の考え方、ルールに基づきまして事前に他事業者が一の事業者の番号を先にもらい受け、後からユーザーをつけて、それを運用上他の事業者が使えるようにするという事前番号ポータビリティの運用がなされております。この0120番号につきましても、今後IP化に伴い、現在の交換機対応からENUM方式の対応が必要となっております。今回、この未利用の番号につきまして、冒頭ご紹介しました事業者が自主的に廃止の届出をしない限り指定番号を廃止することができないということがあって柔軟な番号管理が難しいという状況がございますので、システム上は双方向番ボができるという状況ながら、実際の使用率が非常に限られている、自主的な返納以外ないという意味で流動性がないことから、システムと制度の乖離が起こっているのではないかとこの点をご示唆申し上げたいと思っております。

15ページ目に関しましては、番号の利用の観点からの網間接続のあり方でございます。現在、番号規則におきまして番号を指定するための要件として、番号指定を受けた事業者はNTT東日本・西日本のPSTNとの網間接続を求められております。これはできる限り多くのユーザーにつながることで、またPSTNがいわゆるハブ機能を担ってきたという意味で、ここにつなぐことによって全ての事業者への電話サービスにつながるということが可能となるという考え方で規定されているものと考えられております。今後PSTNがなくなりIP網に移行する場合、このような規定につきましてもどこまで拡大していくのか、原則全ての事業者の電話サービスとつながることを確保する必要性について、一定の検討が必要ではないかと

しているところでございます。

最後に16ページ目でございます。検討の視点として、これまでの課題について、その対応の方向性を整理させていただきました。1ポツ目、2ポツ目につきましては、1ページ目の図でご紹介したとおり固定電話の双方向番号ポータビリティの実現においての実効性・継続性の確保。番号ポータビリティ、卸電気通信役務による番号の移転に係る適正な番号管理の確保。また、番号の未利用の課題に対応した番号資源の公平・効率的な利用の確保が課題になっております。さらに、何度も紹介しておりますが制度上原則としては未利用の場合でも自主的に廃止の届出をしない限り指定を受けることが可能となっております。4ポツ目でございますが、このような課題に対応するため、以下のような点について制度面からの検討が必要ではないかと3点整理をしております。①双方向番号ポータビリティの実効性・継続性を確保するため、番号の指定を受けた事業者について、番号ポータビリティにより番号が移転した場合も含めた発番管理の義務、番号解決のあり方、事業の休廃止や譲渡等の場合における円滑な承継が1点目でございます。②卸電気通信役務による番号の移転により、番号の指定を受けた事業者と利用する事業者が異なる場合においても、番号の適正な管理を図るため、指定を受けた事業者、例えば卸元事業者による卸先事業者への指導等に関する制度上の検討。③電気通信番号を利用するサービスの継続性には配慮しつつ公平かつ効率的な利用を図るため、電気通信番号に係る利用状況や指定要件の履行状況を一定期間ごとに確認する。例えば一定期間利用や指定要件の履行が見られない番号については、指定の取り消し等を可能とするなどの検討が必要ではないかとしております。

さらに、この制度的な対応については事業者の権利義務を規定する内容が含まれることとなりますので、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討する必要があるのではないかとしております。

また、最後のポツでは、必要な技術的な対応についても検討が必要ではないかというふうに取りまとめさせていただいているところです。

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明を踏まえまして、委員の皆様からご質問あるいはご意見等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

番号の問題でありますので、相田先生から。

○相田主査代理 大変丁寧な分析、ありがとうございます。この資料について言いますと、

例えば3ページのところに一覧表でまとめていただいているんですけども、いわゆるO A B～J番号の場合には、やっぱりそれぞれのお客さんに対して正しい市外局番を割り当てなきゃいけないという事情、それから、その一方で特に着信課金の番号についてはやっぱり語呂みたいなものが非常にお客さんからも重要視されるというような事情というので、必ずしも一律で論じられないところはあるかなというところで、特に0120番号についてはちょっと特殊扱いになるのかな。これは先ほど14ページのところでございましたけれども、もういわゆる市外局番相当の部分というのが99%割り当てられていて、それが特定の事業者には割り当てられているということでもって、0を800に言うならば桁増したんですけども、そのときにいろいろなやりようがあったと思うんですが、結果的には一応皆さんのコンセンサスのもとに0120から0800に移行するわけでもなく、0120の新規受付を停止するまでもなく並行運用するというのでやってきたということがあって、ほかの番号となかなか一律に論じられない点はあるんじゃないかなというような気はいたします。

でも、いずれにしても今度ENUMが使われるということになりますと、番号の割当単位を10番号単位くらいまで小さくしても技術的にはあまり大きな問題が生じないというようなことになりますので、先ほどおっしゃったようなところでもって、実はやっぱり番号ポータビリティで最初に議論したときにも、割り当てられた番号のうち半分以上がほかの事業者に移っちゃったらそっちに番号管理自体を移したらいいんじゃないのかというような議論もちらっとあったんですけども、そんなことは現実的じゃないよねと言ってあまり議論されなかったんですけども、そうやってももちろん番号の種類によりますけど、例えば10番号単位に割り当て直して、使われてない番号があったら返してもらおうとか、その10番号の範囲内でもって当初割り当てられていた事業者よりも多く番号を使っている事業者があったら、しかるべき手続を当然踏む必要があるでしょうけれどもそちらのほうに指定がえすとか、それから、ほかにいろいろ番号があるにもかかわらず非常に利用率の低い番号帯があるとしたら、その新規割り当てはとめてもらって、利用がとまったところで返してもらおうとかいろいろ手はあると思いますけど、そのところで、繰り返しになりますけど0120番号の扱いとそれ以外のものとは、必ずしも同列でいかないんじゃないかなというような気がいたします。

でも整理いただいた方向で、特に先ほどもありました当初割り当てられた事業者さんが休廃止されるというようなときに、実際に番号を利用している方に迷惑が生じないようにという制度というのは必ず何かつくらないといけないなと、私も賛成させていただきます。

○山内主査 ありがとうございます。

どうぞ、北委員。マイクはありますか。

○北委員 今の続きですが、使用数における使用しているという定義はどういうものでしょうか。特に0120の場合はお客様がほんとうに使っていて使用料をお支払いいただいているのか、0120というのはフリーダイヤルでここにおかけくださいと、いろいろなところに印刷していますよね。それをやめてもしばらくの間は寝かせておかないと、同じ番号がほかの会社ですぐに使われたらおかしなことになってしまうので、多分寝かせの時間があると思うんですが、どういう定義で利用率とみなされているのか教えてください。

○廣重番号企画室長 番号企画室の廣重でございます。今ご質問のありました使用とはどういう状態かということですが、まさにお客さんがついているという状況です。番号を変えますと一時的にホールドされて、当分の間使ってはけませんよということになります。それは休止状態ということになりますので、それは除いた数字がここに使用ということで書いてございます。

○北委員 その期間はどのくらいでしょうか。

○廣重番号企画室長 その期間は番号ごとに若干異なると思います。大体数カ月とかが多いです。

○北委員 では、それは除かれた数字ということなんですね。

○廣重番号企画室長 おっしゃるとおりです。

○北委員 わかりました。あと続けてよろしいですか。

○山内主査 どうぞ。

○北委員 番ポのほうですが、携帯電話がMVNOも含めて進んだ例であり、固定の次の姿の参考になると思うのですが、MNOのユーザーがMVNOにポートアウトしたときに同番移行できますよね。そのとき、今はMVNOさんが番号を管理していない。ですから、MVNOがもし撤退、倒産したときも特に混乱することはないということですよ。しかし、今後MVNOが自ら番号を払い出してもらおうとか、HLRやHSSを持って自分で番号を管理するようになると、やはり同じような問題になってくるのでしょうか。そこら辺を教えてくださいいただけますとありがたいです。

○廣重番号企画室長 お答えいたします。まず現状ですが、MVNOの番号については全てキャリア、MNOが全て管理しております。なので、HLR、HSSもキャリアが基本的に持っているという状態になります。MVNOが独自にHLR、HSSを持った場合どう

なるかということでございますけれども、そこで番号直接指定できるかということは、これは論理的には可能かもしれませんが、そこは検討中であります。今2点問題があると思っています。1つはMVNOが独自に番号を持って何かできるかと、ビジネス的にメリットがあるのかという非常に直接的というか現実的な問題が1つ。それからまた技術的に携帯電話の番号については緊急通報でありますとか、あるいは番号ポータビリティという要件がかかっていますが、それを技術的にクリアできるかというこの2点が今クリアできるかというところで、実際にはMVNOには直接指定はまだしてございません。なので、繰り返しますけれどもキャリア3社が番号を管理しておりますので、MVNOに万一のことがあっても番号自体は引き続きキャリアが管理できるという状態になっております。

○北委員　　ということは、固定においても中小の事業者がみずから番号データベースを持って管理するというのはリスクがあるということでしょうか。

○安東事業政策課調査官　　この点に関しましてはこの課題に紙にも書きましたけれども、基本的にまず固定の電気通信事業者の皆様、23社は番号指定を受けております。電気通信番号の指定を受けている事業者として双方向番号ポータビリティの検討を始めている状況でございますので、一旦一義的には番号DBを持つ可能性があり得えます。それを前提としつつも、継続性の観点で負担があるかどうかという点で、先ほど例えば大手事業者のDBに入る、「腹借り」というようなことをするかどうかということでございます。

○山内主査　　よろしいですか。

ほかに。どうぞ。

○石井委員　　石井です。制度上の課題のご説明がありましたので、それについて意見を申し上げたいと思います。

まず第1点は事務局からご説明のありました課題の認識の確認となります。資料30-1の8ページから課題の説明がありまして、双方向番号に伴う3つの課題が挙げられているところです。発番管理と番号解決に係る責任主体の承継、番号の承継については法制度上の手当はないという問題が挙げられているという点、サービス卸のときに利用者保護の観点から卸元より卸先への指導が必要であるという問題、未利用番号問題の解消、ネットワーク接続の問題へと順次ご説明が続いていた点に関しまして、これらにつきまして法制度上の手当がないという点、それからあわせて利用者に影響を与えるという点で非常に重要な課題であると認識しております。これが1点目です。

2点目は、それに関する対応の方向性に関する意見です。事務局案の最後のページに示さ

れておりますようにまず主体の承継、卸先への指導、指定番号に関する効果的な管理監督に関する手当を制度上行う、その検討をするという方向性に関して賛同させていただきたいと思っております。

最後に、その制度上の手当を行うときには利用者の利便性に十分に配慮した制度設計を総務省にぜひお願いしたいということをお願い申し上げます。

以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。

どうぞ、池田委員。

○池田委員 幾つか質問させていただきたいと思っております。法律の言葉の使い方がよく分からなくて。承継というものと、それから指定を受けているものと利用しているものが乖離している状況は承継と言わないのでしょうか。承継というのはその指定を受けている責任主体の人がかわるということによろしいですか。

○安東事業政策課調査官 責任主体の変動という意味で、そのとおりでございます。

○池田委員 分かりました。事業、責任主体として番号の指定を受けたものが倒産のリスクとかがあって番号ポータビリティが継続的に使えない状況になるというのはユーザーとしても困ったことだと思いますので、そこに対して手当てしていくという方向については賛成したいと思います。

それから、あと0120の番号の、これに限りませんが番号の有効利用のための方策としていろいろ考えていくという方向性についても賛成したいと思います。

卸について、資料の12ページから書いてありますが、私が前々から申し上げておりました、今NTT東西さんがコラボレーションモデルで出されているサービス卸の再転用時の電話番号が変わることについて、ユーザーさんに多分周知されていないのではないかと考えておまして、それは多分2年とか3年の契約期間後に絶対消費者問題として問題になると思うんですけど、その対応が双方向番号ポータビリティとかいろいろできると、その問題はもう制度的になくなるという理解でよろしいのでしょうか。

○安東事業政策課調査官 その点につきましては技術的な課題と契約上の課題と両方ございますので、番号ポータビリティとはまた別に協議をして整理をしていく部分があるかと考えております。現在、その課題についても事業者で協議が進められているというふうに認識しております。

○池田委員 ということは、まだ課題としては残ることなのですか。はい、分かりま

した。

事務局資料の最後の16ページですけど、卸元が指定を受けて、そして卸先で利用されているという指定と利用の乖離問題で、卸元事業者は卸先事業者に対して指導すべきじゃないかということなのですが、ここの指導というのはどのような指導なのでしょうか。

○安東事業政策課調査官 例えば、卸先がユーザーと契約を行っております。一例としてご紹介したのは、その場合、ユーザーが契約を変えようと考えた場合に十分な説明を行っていく、さらにはユーザーが番号ポータビリティ、番号持ち運びの希望を持つ場合に、しっかりそれに対応していただくということを一例として挙げさせていただきました。ユーザーの不利益にならないような番号の責任管理を行えるようにするため、番号の指定を受けた事業者である卸元事業者が卸先の指導を行うという責務を持っていただけないかということがございます。

○池田委員 何か指導というとお願ひみたいな感じで、拘束力はあるのですかねみたいな印象を持つんですけど。

○安東事業政策課調査官 この点につきましては、規律という点でいいますと、「指導」「監督」の責務という点を含めて検討していかなければいけないと考えているところでございます。

○山内主査 よろしいですか。逆に指導というとなんか偉そうに見えるような。

○相田主査代理 これはだから、既にMVNOのところでも類似のものがあるわけですよね。

○安東事業政策課調査官 おっしゃるとおりです。MVNOに関しましては、番号ポータビリティを行った場合のMNO側の対応の義務というのもございます。それをもう少し「指導」「監督」という点も含めて規律を整理するべきではないかという点もご説明させていただいているところでございます。

○山内主査 よろしいですか。

ほかには、どうぞ、三友委員。

○三友委員 ありがとうございます。1点、簡単な確認をさせていただいてから若干コメントをさせていただきたいと思います。今の片方向の番号の状況において、一旦NTTの利用をやめて他社へ出て行き、その後にNTTのサービス卸を使ってサービスを提供している事業者に行く場合、番号を持っていくことは現状ではできないという認識でよろしいでしょうか。1回他事業者へ出ますよね、NTT以外のサービスを利用する形で番号を持って出た、具体的に名前を挙げて申しわけありませんけど例えばKDDIさんに出ていったとし

ます。その場合に、その後その番号を持ってNTTの光卸の電話に戻ることはできないということですか。

○藤野料金サービス課長 番号ポータビリティ自体は接続のための制度なので、卸の場合のものは他に分かる方……。

○三友委員 卸をしているということは、基本的にはNTTさんのネットワークを使っているということですね。そうすると、そこには戻れないという認識でよろしいでしょうか。

○安東事業政策課調査官 先生のご認識は、番号をした後に卸をした場合ということでしょうか。

○三友委員 いや、そうじゃなくて個人的なユーザーが、1人のユーザーが今までNTTを使っていたけれども、例えばKDDIさんに移りましたとします。さらに状況が変わって次の事業者を選ぶときに、その番号を持ってNTTの卸を利用している事業者が番号を持っていくことができるのかということです。

○柳迫料金サービス課補佐 三友先生のただ今のご質問は、現行の番号ポータビリティを利用してNTT東日本・西日本さんの加入電話から他社さんの電話のユーザーに移行して、その後、光コラボ事業者さんの光IP電話ユーザーになった場合ということですね。

○三友委員 はい。その場合に全部同じ番号を持ち続けることができるのかということです。

○柳迫料金サービス課補佐 ちょっと裏技みたいな方法かもしれませんが、契約上、加入電話に一時的に戻して、その後光コラボ事業者さんの光IP電話ユーザーに移行してそのまま番号が移るというケースが、たしか一部の光コラボ事業者さんの例であったと承知しております。あくまで、加入電話のユーザーに一時的に戻して、その後光コラボ事業者さんの光IP電話ユーザーになるというパターンです。

○藤野料金サービス課長 要するに制度上の番号ポータビリティの対象になっていないので、運用でどうやっているかということですね。

○NTT西日本 後ろからすみません。NTTですけれども、今、三友先生がおっしゃったようなケース、他事業者さん、例えばKDDIさんのサービス、NTTの卸じゃないサービスですね、それに行った後、NTTの卸ないしはNTTの小売に同じ電話番号で戻るということは、通常の番号ポータビリティの手続でそれを行うことが可能です。今総務省さんがおっしゃったのは、卸のサービスに行った者が別の卸のサービスに行くときに、裏技とかというお話が出ていましたけれども、そういう手続を踏んで戻すこと等が可能というお話です。KDDIさんとかに行ったものであれば、NTTの卸を利用している事業者が番号ポータビ

リティすることは可能です。

- 酒井委員 それは番号ポータビリティの双方向ができた後の話ですよ。
- NTT西日本 いや、NTTの番号がオリジナルの番号になっているのであれば、片方向の番号ポータビリティとして、ずっと持ち回ることができます。
- 長田委員 できるんですか。
- 山内主査 元がNTTさんのPSTNの番号ならば大丈夫。
- 安東事業政策課調査官 ちなみに、おっしゃるとおり、もとがメタル電話発番の場合という点だけご留意をいただきたいと思います。
- 長田委員 メタルだからですか。
- 三友委員 できるということでもよろしいわけですね、今の状況でも。そうすると、例えば同じ番号で行って帰ってくることもできるということですね。
- 相田主査代理 今は。
- 三友委員 私の認識が間違っていたところもあったんですけども、今後双方向の番号ポータビリティの導入を考えると、当然いろいろな費用が発生いたします。その際に、受益と負担の関係をやはり考えていかなきゃいけないのかという点を、指摘いたします。実際に受益する事業者が誰なのかということもありますし、電話の利用者全員が受益するわけではないわけですから、例えばその費用の全部あるいは一部が利用者に転嫁されるようなことがあった場合に、どういう形でそれを転嫁するのか。特に番号データベースの費用などは、これからきっちりと考えていかなきゃいけないんじゃないかというのが1点です。  
それからもう一つはこういうシステムの効率性についてなんですけども、いただいた資料の9ページあるいは8ページでもいいんですけども、それぞれにデータベースが置かれていることがあるような図が描いてあります。場合によっては、その管理を他事業者に任せるといってもあるわけです。番号というのはビジネス上では非常に重要な情報だと思いますし、そういう意味では事業者のビジネス戦略に非常に密接にかかわってくるわけですが、それを差し置いて考えたときに、極端に言うと番号データベースというのを1個持っている、全体で1個置くという考え方もあるでしょうし、もちろん各社が持つという考え方もあります。まさにオンプレミスかプラットフォームかみたいな話になると思いますが、いわゆる規模の効果といいますか、データを集積することによってコストが下がるのであればそういう考え方もあるんじゃないかなとも思うんです。ですから、実際どういうコストがこれによって発生するのかという情報をもうちょっと細かくいただくと、例えば各社が持

つことも、あるいは全体でクリアリングハウスみたいなものを置くこともそれぞれありうると思います。そういう幾つかの想定される事例におけるコスト比較みたいなものもぜひ検討する必要があるのではないかなと思います。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。

大谷委員……。

○相田主査代理　ちょっといいですか。

○山内主査　何か関連ですか。

○相田主査代理　はい。私が答えるのが適切かどうかわからないんですけども、そういうことで番号データベースを中央に置くか、各事業者で持つかというようなことは国によっても大分流儀があって、固定電話については大体半々くらいですか、着信課金なんかについては中庸データベースを採用している国のほうが多いと思います。ただ日本ではそういう選択肢を含めて事業者さん間でもって相談された結果として、今後IP化された後も番号データベースは基本的に移転元の事業者が持つということで相談がまとまったと伺っております。

○山内主査　大谷委員、それからそちらのご発言のお席で、その順番でよろしいですか。

○大谷委員　今の三友委員のご指摘に少し関係するので手を挙げさせていただきました。私も9ページの図を拝見したときに、特に中小事業者が番号データベースを構築して維持するというのは負担も大きいので、それを共用するという考え方は合理的だと思いますし、それをある程度集約するということの効率性というものもあるのではないかなと思っていましたが、そういったクリアリングハウスのようなものは採用していないということですけども、何がしかそのような共用、特に大手の事業者のところで構築した番号データベースを中小企業が利用するという関係に立った場合、その番号データベースというような設備というのは、場合によってはボトルネック性を持った設備としての性格づけを考える必要があると思います。ただ今、コストなどについての情報提供が必要ではないかということについてご意見もあったところですし、私自身もそう思っているところですので、設備としての性格づけについて、方向性がまとまった段階でどのように考えるのかを明らかにしておくことが必要ではないかと感じました。

そのほかにとっても基本的な質問を2つほどさせてください。7ページで固定電話の移転番号数の推移の図表を見させていただいたところ、何となく固定番号は減っていくように見えているのですが、卸サービスは除いた数字なのかどうかということを確認したいのが1点目

です。それから13ページのところの、これはサービス卸の進展に伴う番号管理の課題ということで、事業者の分類の中にその他事業者というのが決して少なくない数字で92社、特に新規事業者としても56社ということで上がっておりまして、もともとサービス卸ではMVNOですとかISPに普及するということが予測されていたものですが、それ以外のその他事業者というのは実際どういった事業をされていることが多いのか、その場合に番号管理も含めて番号の卸元から卸先への指導とか監督といったことがどういう形で機能し得るのか、ISPとかMVNOのような事業形態であればある程度予測はつくのですけれども、その点について教えていただければと思っております。

以上です。

○山内主査　じゃあ、事務局、お願いします。

○安東事業政策課調査官　1点目の7ページでございます。こちらは番号ポータビリティの対象に卸は含まれておりません。

次の13ページの「その他事業者」、これは全て電気通信事業者としての「その他事業者」でございますが、例えば医療関係者などがネットワークをつくるというときに電気通信事業者になって参入し、コラボレーションモデルに入ってくるというようなケースもあります。このコラボレーションモデル自体は多様な事業者がアイデアを出し合って新しい通信サービスを提供するというものでございまして、そういう点で「その他事業者」としているものでございます。網羅的にはこの場でご説明できる情報はございませんが、例えばという意味でご紹介を差し上げました。

○山内主査　よろしいですか。

○大谷委員　ありがとうございました。今の13ページのところのご説明ですけれども、電気通信事業であるからにはやはり番号の管理ということで卸元から卸先に対して一定の関与が必要と思うのですが、そもそも番号の管理に関する関与が可能な形態だと事務局として認識されているということで差し支えないでしょうか。

○安東事業政策課調査官　そのとおりでございます。

○大谷委員　わかりました。ありがとうございます。

○山内主査　それでは、関口委員、どうぞ。

○関口委員　9ページに質問が何か集中しておりまして、私もそれに関心があったんですけども、中小事業者が大手事業者のデータベースを共用して番号解決をするというのが右側にあります。昨年この会議の中で、当初は金もかかるから片方向でというような動きをやは

り双方向でという形にしたという経緯もあって、それなりにコストがかかるということを考えると、この中小事業者さんにとって大手事業者のデータベースを借りる、共用するということについては1つの解決方法だと思っているんです。そこに関して両者の関係というのは、どちらも番号を付与されている方たちが今度大手のデータベースを使わせてもらうときの規律ってどうなんだろうかということについて少し説明をお伺いしたいと思っております。先ほど北委員から携帯のアナロジーのお話を持ち出したときに廣重番号企画室長から、今のところ携帯の世界で言うとMNOが全部データベースは管理して、端末の識別番号だとか所在地情報といったHLR、HSSは独自にMVNOさんには振らせていないというお話を解説していただきました。ただそれ以外の情報は、たしかMVNOとMNOの間はファイアウォールで切り分けているような気がしていたんです、ちょっと記憶が怪しいんですが、そのような切り分けをしてファイアウォールをきっちと設けて、大手のデータベースの中で共用した部分を大手は見ないような規律がこういった方法で可能なのかどうかというのを教えてください。

- 廣重番号企画室長　まさにそこはファイアウォールということで、必ず必要になると考えております。
- 関口委員　ありがとうございます。
- 山内主査　ほかに、よろしいですか。じゃあ、池田委員。
- 池田委員　今の関口先生の問題意識に触れて私も思ったのですが、スライドの9ページで中小事業者の方の発番管理は中小事業者が行い、番号解決は大手が行うみたいな感じで発番管理と番号解決を分けているやり方があるんじゃないかということなのですが、そもそも発番管理も大手に任せるみたいなことはできるのでしょうか。携帯電話で言うところのMVNOみたいな形ですかね。
- 安東事業政策課調査官　この点につきましては、まず今の固定電話番号についてはそれぞれの事業者が指定を受けているという状況で、このデータベースの共用につきましてはある大手事業者のデータベースのすき間を借りるということでございますので、その意味で発番管理は各事業者が行うと書いております。さまざまなパターンがあるかと思いますが、まずは番号の指定を受けているという前提において、事業者Bにデータベースを借りながらも、それなりの発番管理をみずから行うということでございます。
- 池田委員　いえ、何のために電話番号を割り当てているのかというのがよく分かんないんですけど。いや、負担が重いんだったら返上して任せることもあってもいいのかなと。すみ

ません。

○相田主査代理 番号データベースとこの絵で描いてあるところは呼ごとに参照されるものですし、これがとまったらもう電話が繋がらなくなるということですから非常な信頼性とか性能とかが要るところなんで、これはかなり大変なんです。これに対して、上のほうで業務システムと書いてあるあたりですけれども、こちらのほうはそれほどあれではないので、極端な話中小事業者がエクセルで管理するとかいうのもできるかもしれないですし、連携が要るからその程度よりもうちょっと大変なシステムが要ると思いますけれども、かつ、ここはほんとうにそれぞれのお客さんの情報が入るところなんで、ほんとうに営業情報になります。番号データベースのほうはこの番号がどの事業者になっているというそこどまりですので、もちろんアクティブなお客さんが何人いるかということがそれから推測できる部分はあるわけですけれども、実際その人が毎月幾ら払っているとかそういうような情報は入っていない情報ですので、先ほど言いました営業情報、ファイアウォールを建てるという意味でも番号管理のほうは自前でやるほうが普通かなということで、ただもちろんそこももうお任せしたいという事業者が出てくる可能性を100%否定するものではないと思います。

○山内主査 どうぞ。

○内田委員 今の点でよくわからないんですけども、発番管理って何を管理しているんですかということがよくわからなくて、特に番号した後の発番管理って何を管理しているんでしょうかという質問なんですが、お答えいただけますでしょうか。

○影井事業政策課補佐 お答えいたします。今既に、この6ページにございますように基本的に電話事業者さんは業務システムというものは既にお持ちでございまして、利用者が電話サービスを利用するときに総務省が指定した番号、電気通信番号に基づいて利用者に番号を割り当てております。それでその利用者を管理しているものでございまして、これが番号ポータビリティが今はNTT東西しかポートアウトができない状況ですが、双方向番号ポータビリティが入りますとこの全ての事業者がデータベースを持って問い合わせに対応して移転先を伝えるという行為を行わなければならなくなりますので、この発番管理は自分のお客さんに割り当てている番号がどこに行っているかということも含めた管理が必要になってくると、それをDBによって問い合わせに移転先を伝えるという行為が発生してくるというものでございます。

○内田委員 それは結局個別のDBを持っている場合の話でしょうか。

○影井事業政策課補佐 DBによる問い合わせの対応を他社に委ねた場合であっても、結局

その番号自身を利用者に割り当てているのは委託元の発番管理をしている事業者ですので、発番管理というのは総務省から電気通信番号を割り当てている上において利用者に割り当てている番号を管理するという基本的な行為なんではないかと思います。

○廣重番号企画室長　　補足いたしますと、要するにその番号が使われているのか、先ほどご質問にありましたように使われているのか、あるいは休止状態なのか、あるいは使われていないのかと、使われていないのであれば返してくださいということを管理するという趣旨です。

○内田委員　　わかりました。ありがとうございます。つまり、例えば9ページのところでケース2のほうですけれども、共用の番号DBを設けたとしたときに中小事業者Bというところの業務システムから問い合わせをするということですね、この共用DBに、そういうフローになるということによろしいのでしょうか。

○影井事業政策課補佐　　そういうことです。

○内田委員　　そのための番号の管理、発番管理が必要だということでしょうか。

○影井事業政策課補佐　　はい。逆に言うと発番管理まで中小事業者さんBが行わないということは、もう卸のような状況なのではないかと。今の携帯というMVNOのような、その番号指定を受けて管理しているということではなくて、番号の管理も問い合わせも含めて他事業者さんに委ねているという状況なのではないかということですか。

○内田委員　　なるほど、わかりました。ありがとうございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。まだあろうかと思うんですが、ちょっと時間の関係もございますので、1つ目の議題についてはここまでとさせていただきます。

言うまでもないんですけど、双方向番号ポータビリティの実効性とか計画性を確保する、それから番号の移転に関して適正な管理あるいは公平・効率的な利用、これは非常に重要な課題でございます。今委員の皆様からいろいろご意見あるいはご質問を出していただきましたけれども、基本的に私の認識としては事務局のご提起された方向性によろしい、特に大きな反論はなかったと認識しております。したがって、二次答申に向けましては、本日もご提起された方向性に基づいて行っていただきたいと思っております。ただ、本件は非常に制度的な対応とか課題というのが多くあります。ですので、必要な法令整備あるいは作業といったことを事務局のほうでしっかりと進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、次の議題に移ります。次はN T Tから移行工程・スケジュールに関する質問への回

答について、これは資料30-2ですけれどもご説明いただきたいと思います。NTT様におかれましては、メインテーブルにお着きいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

今回、NTTには多くの回答を資料としてご用意いただいております。ただ、時間の関係もございますので、マイライン等の個別課題に係る議論につきましては、後日この委員会でそういったことを諮ることとございますので、そちらに譲りたいと思います。したがって、本日の委員会では資料30-2ですけれども、この1ページ目に記載の項目がございますけれども、そのうちのサービス移行関係ですと(1)のメタルIP電話、(4)の個別サービス、(5)の移行に向けた利用者対応・スケジュール、それから設備移行の関係ですと(1)の移行スケジュール、それから(2)のIP-IP接続への切りかえ、こういった点について、これは4月6日の委員会での回答への補足説明とか、あるいは委員会後の委員からの追加質問といった点に的を絞ってご説明をいただきたいと思います。

NTTさんにおかれましては、そういった形でのご説明をお願いいたしますが、今回説明された項目以外についても、委員の方からご質問があった場合にはご回答をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○NTT東日本 NTTでございます。それでは資料30-2でございます。今山内先生からお話があったポイント、的を絞ってということでございますので、説明させていただきます。

全部で54問の回答がございますが、時間の関係がございますので、私の説明は、水色の網かけが回答部分にかかったもの、まずはこちらに的を絞って説明させていただければと思います。

まずは5ページをご覧ください。5ページのご質問は、固定電話の加入者数が今後減少し続けた場合に、この4月6日のご説明した基本料、通話料等の料金水準は維持できるのかというご質問でございます。これについての回答でございますが、今回のこの料金の設定の考え方は、IP網への移行に当たってお客様に混乱とご負担をなるべく避けるという、円滑に移行いただけるということを第一に考えたものでございます。

少し詳しく基本料、通話料を分けてお話ししますと、基本料は残念ながら現在でも大幅な赤字でございますが、これを今後維持していくのは大変厳しい状況でございますが、その中でもコスト効率化に努めて、今回このIP網の移行では円滑に、とにかく混乱とご負担を避

けるという考え。通話料については、こちらはまだ現在黒字ではございますが、ただ今後を見通すとなかなか厳しいところでございますが、今回IP網に移行するという事でトータルコストは抑制できるのではないかと考えてございますので、それで今回の全国一律3分8.5円という料金を維持していきたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、基本料にしても通話料にいたしましてもなかなか今後劇的に収支改善を図っていくことは難しいなどは思っておりますが、そういうことも考えて今回IP網への移行に当たって、とにかくコストミニマムに基本的な音声サービスを維持していくという考えで臨んでいきたいと思っております。

次に6ページをご覧ください。6ページもメタルIP電話の料金、そのうち基本料についてのご質問でございます。現在、加入電話でとっている級局別の基本料の構造を今後も維持するのか、その合理性を失っているのではないかとご指摘かと思っております。こちらの回答でございますが、ご指摘のとおり通話料を全国一律の料金とする中で、級局別の料金体系は廃止することは当然考えられたわけでございますが、先ほど申し上げたとおり、とにかく今回IP網移行のタイミングで料金体系を見直していわゆるリバランスをすると負担が増えるお客様、減るお客様の両方いらっしゃるんですが、負担が増えるお客様がいらっしゃるのかなかなか混乱があるのではないかと考えてございますので、今回のタイミングでは多少通話料との関係での合理性はございますが、現在の料金を維持していくという考えをお示したものでございます。

次に7ページをご覧ください。7ページは今後先々のメタルIP電話で提供する時代を見通して、現在でも特に基本料は赤字でございますので、この新しい料金体系の収支構造についての見直しのご質問でございます。こちらも今の5ページ、6ページの部分の大分繰り返しになりますが、基本料は現在で赤字でございますが、これも厳しいというのは重々承知しているのですが、何とかこれ以上収支悪化を招かないようにしていきたいと。通話料については現在何とか黒字でございますので、これを何とか維持してできる限りコスト割れにならないようにしていきたいという意思表示でございますが、何とかコストミニマムなサービス提供をして頑張っていきたいと考えてございます。

少し飛んでいただいて11ページをご覧ください。11ページはメタルIP電話でございますが、こちらは料金というよりは、今度は契約の移行についてのご質問でございます。11ページはメタルIP電話への契約を移行する際に契約約款上の位置づけをどう考えているのかというご質問で、特に別段の意思表示がなかったお客様について、それは意思表示があ

ったものとみなして何とか対応したいという私どもの考えについてのご質問でございます。回答でございますが、契約上の扱いとしては、1行目でございますが、やはり古い固定電話契約は解約して新しいメタルI P電話の契約をしていただくということになります。私どもの考えとしては今回メタルI P電話にかかわるときに、基本、宅内工事不要、電話機の端末も基本そのままご利用可能、先ほどご説明した基本料はそのまま、通話料は全国一律3分8.5円で、基本的に多くのお客様は現状よりも低廉な料金でご利用いただけるのではないかと考えてございますので、中には意思表示をいただけない方もいらっしゃいますが、大多数のお客様については基本メタルI P電話をご利用されるのではないかと想定してございます。そういった大多数のお客様にご迷惑をかけないようにするという観点から今回、この2ポツ目でございますがもちろん契約約款にしっかり規定して、しかも十分な期間を確保してお知らせ、周知を行って、複数の書面、複数回お知らせをすることによってしっかり意思確認をした上で、それでもなお意思表示のなかったお客様については、メタルI P電話にご利用の意思があるものとみなして扱えないかという考えでございます。ただこちらは、もちろん私どもは今までしっかり検討してございますが、引き続きこの契約法に係る専門家、弁護士、総務省さんとも相談して検討していきたいと考えてございます。

次は、めくって13ページをご覧ください。こちらメタルI P電話に移行する際のお客様への契約の意思確認とかその対応方法、事業法の規律に照らして適切なものをやるのかという第29回の事務局資料の検討の視点にあったものでございます。こちらの13ページは利用者の契約の意思確認、説明義務への対応、書面交付義務への対応ということで大分繰り返しの言葉を書いておりますが、念のため申し上げます。まず意思確認については、先ほど同様基本的に多くのお客様にとっては低廉な料金でご利用いただけるということを考えれば、しっかりと契約約款に規定して十分な期間を確保し、複数回書面でお知らせしますが、それでもなお意思表示いただけなかったお客様については意思表示があったものとみなして取り扱えないかと。この事業法に照らして、26条でございますが、説明義務への対応という観点でいうと、この重要事項をしっかりと書面でお知らせするというところでございまして、その重要事項というのは説明義務の2ポツ目でございますが、例えば携帯電話の契約終了日、契約手続の内容、メタルI P電話のサービス内容、料金等、あとマイラインの取り扱い、さらに言えば悪質販売勧誘等への注意喚起等々しっかりと記載して対応していきたいと考えてございます。一番下のポツでございます。今度は事業法の36条の2でございますか、書面交付義務への対応、こちらは契約後の対応でございまして、契約後のお客様にはもちろん契約

内容を明らかにした書面を交付していくと。ちょっと言葉に書いてございませんが、ここで全てのお客様に対してと申し上げているのは、一番上段で申し上げた特段意思表示をいただけなかった方もメタル I P 電話の契約の意思表示があったものとみなして取り扱いたいと申し上げましたが、そのお客様も含めてメタル I P 電話に移行していただくお客様全てのお客様に書面交付をしていきたいと考えてございます。

少し飛んで 18 ページをご覧ください。18 ページはメタル I P 電話に関するご質問ですが、提供条件、契約というよりは、それぞれものがいつごろまで使えるのかという維持限界に関するご質問でございます。こちらは何度かこの委員会でもご質問いただいておりますので、すみません、これはなかなか見通しが持てていなく申しわけございません。そういうことを書いてございまして、なかなか今後のお客様がどのぐらい減ってってしまうのか、もしくはマーケット環境というか他業者さんの環境とか、もしくは私どもの設備の状況等々いろいろ変動要素がございまして、申しわけございませんが、こちらは具体的な維持限界というとお示しするのが難しいと思っております。ただ、行く行くもし将来的にメタル I P 電話を終了しなければならないような維持限界がわかった場合には、これはなるべく早く十分な機会を設けてお客様にお知らせしていきたいと思っております。

少し飛んでいただいて 32 ページをご覧ください。ここからはメタル I P 電話そのものというよりは、そこに付随するいわゆる付加サービスに関するご質問でございます。32 ページでピンク電話について、私どもはもともと終了したいと申し上げていたものを、前回の委員会でこれは継続に変更するというふうに申し上げたのですが、そもそも提供する、終了するサービスとそうでないサービスの基準はどうなっているのかというご質問でございます。一言で申し上げますと、1 ポツ目でございしますが、まずご利用の減少が現にある、もしくは今後のご利用の減少が見込まれるというのが 1 つ。もう一つは、そういうご利用の減少が見込まれる中で、そのサービスを実現しようと思うと技術的・経済的に提供が困難であると考えられるサービスでございます。この技術的・経済的に困難というところがなかなかいろいろ判断が難しいところでございますので、今回はご質問でもノーリング通信という例示がございましたので、それに則してご説明させていただきます。ノーリング通信サービスは、I P 網移行のタイミングで終了させていただきたいと考えてございます。これは現に利用者数は相当数減ってきているところでございまして、これはガスの検針会社さんなんかが使っているサービスなのですが、こちらは実は今の P S T N においては特殊な I S U P のシーケンスを用いて実現している機能でございます。これは、この特殊な装置がほぼ I P 網移行の

タイミングで維持限界を迎えるということが想定されてございまして、これをもし維持しようと思うと改めてこれを製作しなくてはいけないと考えてございます。さらに申し上げますと、この無鳴動着信、ノーリング、鳴動しないで着信する特殊な信号を規定しなくてはけませんので、その特殊な信号をもとに追加の開発をするというところ、もしくはそのメタル収容装置とインターワークするような機能というのは、技術的に全く不可能ではないとは思いますが、かなり特殊で複雑な開発になろうかと思っております。既にお客様は無線等を用いた代替の方式に移行が進んでおりますので、これについてはやめさせていただけないかということでございまして、ご利用の減少、技術的・経済的困難性ということで終了するサービスを判断しているということでございます。

次に39ページをご覧ください。こちらはどちらかというに移行の工程、スケジュールと利用者対応のご質問でございます。前回の委員会で私どもから2024年初頭に一斉に契約を移行したいと申し上げたのですが、これについて利用者保護の観点から問題ないか、これが前後した場合にはどうなるのかというご質問でございます。この契約の切り替え時期というのは設備の切り替え時期とももちろん密接に関係しているわけですが、1ポツ目でございますと、まず2024年初頭、提案したこの時期より前倒しするとなるとなかなかそれまでの設備構築、切り替えが、私どもと関係事業者さんとの関係でもなかなか厳しくなってくるというのが1つ。これを後ろ倒ししようとなると、今度は2025年の初頭にはPSTN交換機の維持限界がありますので、そこに間に合わなくなってしまうというおそれがある、何とかこの2024年初頭と申し上げているわけでございます。

これを、あとはなぜ一斉なのかというご質問については2ポツ目でございます。設備切り替えに合わせて順次、この設備切り替えは、私どもは交換機のユニット単位と考えているわけですが、その切り替え単位に応じて契約も切りかえたらというふうにはできないのかというご質問かと思いますが、それについて申し上げますと、エリアごととか交換機単位でお客様のサービスとか料金が変わってくるというのは、ご不便をおかけする上になかなかわかりづらいのではないかと考えてございまして、もちろんこれについて全く課題がないとは思いませんが、何とか設備は順次、契約はこの切り替えが始まったタイミングで一斉にいけないかと検討しているところでございます。

次に41ページをご覧ください。41ページは、私どものスケジュールの中で2017年の秋ごろにサービス終了に関する周知を始めたいと申し上げたことについて、これが早過ぎはしないかということについてのご質問でございます。これはもちろんまだ検討の余地はあ

ると思っておりますが、2ポツ目で申し上げますと、終了するサービスに代替のサービスを当然提案していかなくてはいけないわけですが、お客様からみた場合に、例えば端末の更改が必要な場合がままあるわけですが、そういうお客様についてはなるべく早く、少なくとも終了時期はお知りいただいたほうがいいのではないかと考えてございます。これは現に利用者保護ワーキングでもご議論いただきましたが、ISDNのデジタル通信モードを終了する際に、まずスケジュールはとにかく早くという声が関係団体の皆さんからも多かったと思っておりますので、まず終了時期をしっかりと早目に公表して、そこからもろん時間はございますので少し丁寧な対応、最初のうちは例えば消費者保護の観点からの周知、それが2年、3年前になってきたらより丁寧な周知を考えていきたいと思っております。

次に45ページをご覧ください。45ページは公衆電話に関するご質問でございます。今回、公衆電話と、あと先ほど出てきたピンク電話について、私どもはメタルIPで提供すると申し上げたのですが、これはすなわち公衆電話はメタル回線を維持してやっていくことかというご質問かと思っております。これはおっしゃるところはわかりまして、将来的な課題としてはメタルでないことは考えていかなければいけないと思っております。つまりアクセス回線に光や無線を使っていくということもいずれ必要になると思っております。これは検討が当然必要かと思っておりますが、今回IP網移行のタイミングでは課金の問題なんかも含めて一旦メタルIPで公衆電話を提供していくと、当分の間はそれでやっていくという考えをお示したものでございます。

次に47ページをご覧ください。こちらは移行のスケジュールに関するご質問でございます。そもそもの2025年初頭に中継交換機、信号交換機等の維持限界と私どもはお話しておりますが、維持限界とはそもそも何なのかというご質問でございます。1ポツ目をご覧いただくと、1ポツ目の下の2行でございますが、中継交換機、信号交換機、相互接続交換機というのはもともと数が少ないと。このPSTN交換機を維持していこうと思ったときに、実を言うと物がまだたくさんある、もしくはベンダーさんが保守をしてくれればいいのですが、現実的にはもうベンダーさんの保守もほぼ終わってございまして、今後もし交換機が壊れた場合には取りかえて保守しなければならないと、つまり予備物品を私どもで一定程度持っておいて、壊れたら取りかえていくということを考えてございまして、その取りかえる予備物品がもともと数が少ない中継交換機、信号交換機、あとIGS交換機については少ないので、それが比較的早目、2025年初頭には足りなくなってしまう、枯渇してしまう

のではないかという見込み、これを維持限界と申し上げてございます。さらに念のために申し上げますと、これは途中から申し上げている話ですが、その交換機に付随する制御監視を行う各種オペレーションシステムについても、この2025年以降はなかなか保守はできないとベンダーさんからはお知らせされているという状況でございます。

次に48ページをご覧ください。48ページはこの2025年初頭の時期と理由づけが妥当かというご説明でございます。こちらは47ページと関係するわけでございますが、この維持限界、つまり予備物品がなくなるタイミングがここだとすると、もうとにかくここより後ろにはなかなか信号交換機もなくなってしまいますので、もうPSTNは維持できないと思ってございます。なので、とにかくこの前までに移行を終わらせなくてはいけないということで、具体的に申し上げますと2ポツ目の最後の部分でございますが、1年程度前から固定電話発の通信を切りかえて、1年かけて何とかこの切りかえを終了させたいと思ってございます。

次に50ページをご覧ください。50ページはスケジュールの中で私どもは標準化という言葉を使ってございまして、この標準化の意味についてのご質問でございます。この標準化というのは、もちろん事業者間で意思統一をという趣旨があつての前提ではございますが、これはいわゆるTTCで言う標準化を想定して記載したものでございまして、例えば発番偽装対策とか1XYの事業者間流通等については既に関係事業者で意識が合つてございまして、標準化を実施しているところでございます。今後、まだ議論中ではございますが精算にかかわるもの、もしくはENUMにかかわるものについては、場合によってはTTCによる追加的な標準化が必要かもしれないと思ってございますので、その意味での標準化という言葉を使ってございます。

最後、55ページをご覧ください。55ページは、移行工程の中で順を追って我々は移行を進めていきたいということで今事業者間で協議しているわけでございますが、この準備ができた事業者から順に接続というよりも、少しモデルケースをつくって、そこでしっかり確認してから、つまり安全性を確認してから接続を進めていったほうがよいのではないかとご質問かと思つてございます。これはおっしゃるとおりでございまして、事業者間のプロセスで申しますと、まずは検証環境でしっかり確認するというプロセスを経た上で実際に商用の呼を通すという、IP接続のIP呼を実際に通す段階になった場合には、事業者ごとにモデルケースをつくるというようなこと、あるエリアで切かえをして、そこでしっかり検証確認を行ってほかのエリアでやっていくというプロセスを、トライアルといたら失礼かと

と思いますが、確認をしっかりと行いながら進めていくという方法がよろしいのではないかと  
思ってございまして、具体的には今後事業者間で話をしていきたいと思ってございます。

すみません、以上、大部の中で14問だけの質問でございますが、先ほど山内先生からお  
話があったとおり、これ以外の、私が今説明したもの以外についてもご不明な点がございま  
したらご指摘いただければと思います。よろしく申し上げます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りますけれども、皆さんのお手元の資料のうち参考資料30-2とい  
うのがあるんですけど、これは事務局でご用意していただいた説明義務、書面交付義務に関  
するものでございまして、時間の関係でこの説明は省略しますけれども、これを適宜ご参  
照いただければと思います。それから、今ご回答いただきました中に一部委員限りというの  
がございまして、ご発言の際はご留意いただければと思います。よろしく願いいたしま  
す。

何かご質問、ご発言はございますか。どうぞ、長田委員。

○長田委員 ご回答ありがとうございます。2つありまして、1つは契約をそのまま継続  
するということ意思確認を文書で複数回契約者にお知らせくださるということがわかったわけ  
なんですけれども、もうNTTさんは十分ご承知で、ペーパーの中にも幾つか書いてありま  
すけれども、そういうお手紙が出るタイミングこそがまた非常に誤解を与えるというか、悪  
質な事業者さんたちが活動するタイミングにもなると思います。なので、契約者に行くその  
お手紙の内容につきましては、ぜひほんとうに慎重にご検討いただいて、わかりやすいもの  
というのを作成していただきたいし、事前にもいろいろところでチェックをぜひ受けてい  
ただきたいというのを申し上げておきたいと思います。

それから、メタルIP電話の維持限界はおっしゃれないというかまだわからない、難しい  
ということはわかったのですけれども、いずれにしても永遠でないということは確かなこと  
だと思いますので、その場合、前回からも申し上げている光での音声通話だけというサービ  
スがもしできないというままでいくのであれば、非常にユーザーにとっては大きな影響を与  
えることとなりますので、やはり早目にそういう情報は、とにかく難しいにしてもご説明を  
早目にいただくことが大切ではないかなと思っています。

それと、ごめんなさい、もう一つだけ確認、公衆電話がメタルIPでいきますというのは  
わかったんですが、これは当然特設公衆もということですね、それだけ確認でした。

以上です。

○NTT東日本　　まず1点目の契約の意思確認については、この委員会でも何度かご指摘いただいて、とにかく消費者被害のないようにということ、まずお送りする書面そのものをわかりやすくというのはもちろんでございますので、これは必要に応じて皆様方にも相談してやっていきたいと。あと、お送りする書面だけではなく、それ以外の機会を通じての消費者保護、防止の注意喚起というものもやっていかななくてはいけないと思っております。

2点目のメタルIP電話の維持限界はなかなか難しいという中で、光IPの光IPのみ電話についてのご質問で、これもすみません、なかなか現時点では難しいと申し上げているのですが、そういう中で、もちろんそれは検討は続けていくわけではございますが、メタルIPの代替サービスが光以外のものも含めて我々自身での検討、もしくは他事業者さんのサービスをよく勉強するというのも含めて考えた上で、とにかくお客様にとってできるだけ早いタイミングで、メタルIPがもし終わるような場合にはできるだけ早くお知らせをしていくということは心がけていきたいと思っております。

最後の公衆電話、特設公衆電話、災害時の公衆電話、こちらもIP網移行のタイミングでメタルIP電話になると考えてございます。

以上でございます。

○山内主査　　よろしいですか。

○長田委員　　はい。

○山内主査　　ほかに。どうぞ、石井委員。

○石井委員　　契約のところで教えていただきたい点があります。契約約款で規定した上で、個別の契約についても契約の変更の手续が要するというのでよろしいですかというのが最初の質問です。

その上で、ユニバーサルサービスということですので、契約の変更をしたとしても一般の利益に合致するからそのように進めていきたいという解釈をされている、という理解でしょうかというのが2点目の質問です。

○NTT東日本　　まず1点目のご質問は、契約約款以外でも個別の契約行為があるのかというご質問かと思いますが、こちらは契約約款に規定をします。だからこれは丁寧に申し上げると、終了するその加入電話の約款、INSネットの約款にも規定して、新しいメタルIP電話の約款にも規定するのですが、その約款に規定した特に重要な事項について複数回書面でお知らせすることで、最後はいわゆる付合契約という形で、その契約約款の条件で契約をさせていただきたいと申し上げていきたいと思っております。

2点目のユニバーサルサービスであるという要素も勘案してこういう契約の移行を考えているのかというご質問かと思いますが、ユニバーサルサービスであるということは全く考えていないわけではないのですが、どちらかというたとえば11ページの回答の1ポツ目で申し上げた、今回IP網への移行に伴って基本的にお客様にとって何か不都合が生じるようなことにはならない、どちらかという多くのお客様にとっては少し通話料が安くなると、それ以外はほとんど変わらないということなので、大多数のお客様にはむしろ移行することがご理解いただけるのではないかという想定をもとに考えているということでございます。お答えになっていますでしょうか。

○石井委員　そうすると約款の変更はされるのですね。

○NTT東日本　はい。

○石井委員　契約内容も一緒に変わるという、民法の改正などでも議論されていることも踏まえた上でということですか。

○NTT東日本　おっしゃるとおりです。

○石井委員　わかりました。

○NTT東日本　ですので、ここを契約法に係る専門家の方々にも相談していくというのはまさにおっしゃるとおりで、事業法だけではなく民法もということも考えてございます。

○山内主査　どうぞ。

○藤野料金サービス課長　契約約款の関係で、今先生からご指摘いただきましたとおり民法の大きな改正ということで今国会で審議にかかっていますけれども、付合契約については初めて明定した法律の規定を設けるということで、定型約款の規定があります。そこで書かれているのは、約款の内容というのは、それについてその条件でやりましょうということが包括的に合意されたときには、個別についても合意されたとみなすということなので、基本的に内容に変更があってもそれは合意したことになるわけですが、不利益変更のときにはその内容が合理性があるのかということで、合理性がない場合にはまた合意が要らなくなってしまして、それに照らしてどうかということを考えていくのかと思います。

○山内主査　よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。どうぞ、酒井委員。

○酒井委員　細かいことですが、この47、48頁の2025年に限界を迎えるということが書いてありますが、これは要するにほとんどのベンダーでもう交換機なんか設計してもいないし、つくっていないと思いますけども、実際また壊れるペースは2025年よりも

つ交換機もあるでしょうし、前に壊れちゃうのもあると思いますけど、一応ベンダーのほうから2025年まではとにかく何とかしますということが契約上ちゃんとなっているのかということと、もう一つのメタルIP電話の收容装置も交換機に近い部分がありますけども、あれの開発は当分続けるということに、開発というか製造ですかね、これはそういうふうになっているのかということの確認なんです。

○NTT まず1点目の話については、2025年までベンダーさんのほうで完全に保障していただけるわけではなくて、ある時点から、ちょっと年数を言うのはまたいろいろあるかなと思うんですけど、ある時点からもう自前で保守をすると、いわゆる今持っている保守物品を使って、壊れたらそれを取りかえるということを自前でやっていくということを前提に2025年を迎えるというのが1点目のお話です。

○酒井委員 結構安全サイドにはなっているわけですね。それより前にいっぱい壊れちゃって、2025年にだめになってしまったというわけじゃなくて、確率的にまず大丈夫だろうと。

○NTT 一応確率論で故障のものを見て、どのくらいあるかということを見ています。

○酒井委員 わかりました。

○NTT東日本 2点目はルーターとおっしゃったのですか。

○酒井委員 いやいや、メタルIP電話の收容装置というんですけど、あれも交換機の一部みたいなものだと思うんですけども、それは当分まだ製造してもらえるのでしょうか。

○NTT東日本 メタル收容装置は現在は加入者交換機として稼働しているのですが、こちらラストバイが終わってベンダーの保守限界ももうそろそろ来るという状況で、今北村が申し上げたほかの交換機と同じでございます。ただ加入者交換機のほうがそれ以外の交換機に比べて数が大分多いということでございますので、お客様の数が減少することに応じて集約して、今使っている交換機が余っていると……。

○酒井委員 じゃあ、みんな確率の世界で、まず九十何%は大丈夫だろうということで、わかりました。

○相田主査代理 じゃあ、よろしいですか。

○山内主査 どうぞ。

○相田主査代理 だから今回サブミニマムで移行というのはもうよくわかって、それ自体を否定するものではないんですけども、やっぱり世界的に見るとこれだけF T T Hが進んでいるのは逆に日本と韓国くらいでもって、加入者線メタルでそういう装置をつくっているべ

ンダーもグローバルに見ればまだまだあると思うんです。それから信号交換機なんかも、NTTさんが使われるような大きなものはないとしても、多分これはメタルIPになったところで、国際事業者さんは国際接続には対地との関係でもって従来のSS7でというのは幾らでも続くと思うので、だからやっぱりこの後、今回もこれ、メタルIPはいつまで続くのというのが何回も質問が出ているわけで、この後まだメタルの收容線を維持するとしたらそれをどういうネットワークに変えていく必要があるかというので、オール光が価格的に無理とおっしゃるんだったら、やっぱりその検討も並行してやってほしいというのが私の印象です。

○山内主査 よろしいですかね。

ほかに。

○大谷委員 ちょっと確認させてください。

○山内主査 それじゃ、大谷さんから、いいですよ、どうぞ。

○大谷委員 すみません、お先に申しわけありません。先ほど石井委員からのご質問に対する回答が既にあったところですが、私の認識と違っていたので再確認をさせてください。契約約款の変更手続で契約変更の同意を受ける、黙示の合意を受けるというような説明だったように思うのですが、契約約款の加入電話約款を変更して対応されるご予定ということで新規の約款ではないという前提になります。契約の継続性については同じ約款の変更なのか、それとも全く新しい約款なのかという外形的なものだけで判断するものではないと思うのですが、新規の契約と認識すべきなのか、既に締結されている加入電話契約の変更なのかがちょっとイメージできていなかったのを確認させてください。これと、青塗りはされていませんが、20ページのところで不利益が発生する場合について、この場合にも黙示の合意という同じ考え方でご説明をされているところですが、サービスに同等性があるときには同じ考えで多分差し支えないところですが、事務局からもご指摘があったように不利益の程度等に応じてなすべき事前の対応というものも変わってくると思います。このあたりは特に提供終了となるサービス、それから補完策の品質劣化というのが利用に耐え得るものなのかといったところについて、丁寧に検討しなければいけないと思います。質問としては変更なのか新規なのかといったところです。よろしくお願いします。

○NTT東日本 すみません、わかりにくい説明でした。契約としては2通りあると思うのですが、私どもが今考えるのは新規のメタルIP電話の契約を用意したいと思ってございます。私が先ほど申し上げたのは、お客様にはそれをお知らせするときに新しいメタルIP電

話の契約約款を用意して、そのお知らせをするのですが、現在ご利用中の古い契約約款も、メタル I P 電話にかかりますよという引き継ぎの改正は必要かと思っております、現行契約約款の改正も必要だという意味で申し上げたところでございます。

○大谷委員 わかりました。

○NTT東日本 あと2点目についてはおっしゃるとおり、引き続きよろしく申し上げます。

○山内主査 池田委員。マイクを回してください。

○池田委員 ありがとうございます。移行スケジュールについて丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。スライド32の終了サービスの考え方について、需要が減少していった技術的・経済的に提供が困難になるサービスということで、提供を終了する基準が明らかになり、よく分かりました。

それからあと緊急通報の回で、スライドの41ですか、2017年秋ごろというのは何の時期なんだということで、サービス終了時期をここでパチッと決めちゃっていいのかという問題意識で質問させていただきましたが、その使われているお客さんのニーズと、それからあとは代替サービスの周知など丁寧に対応していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、青色の網かけ部分ではなかったのですが、スライドの17ページでマイグレーションの移行先は別に固定電話じゃないですよという問題は、私もそうじゃないかなと思ひておりまして、無線とかそういった今ある技術や将来のいい技術を使って今あるサービスを使えるようにという方向であらゆる工夫をしていただきたいと思ひておりまして、その関係で固定電話のアクセス回線に光や無線を使っていくということで、そのためには何か今ある法律を変えていかなきゃいけないところもあるかと思ひのですが、そのときに先に法律を変えちゃうのか、あるいはNTTさんから何かこうしたいみたいな具体的な提案があつて、それはいいですねということで、じゃあ、法律も変えていきましょうという話になっていくのかということがあるかと思ひんですが、多分どうなるかわからないのに先に法律を変えていくというのはなかなかハードルが高いのではないかと思ひますので、できるだけどういうふうにやっていきたいんだ、みたいなご計画などを早目に出していただいて、次の議論をやっていったほうがいいんじゃないかなと思ひています。

○山内主査 よろしいですかね。ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、岡田委員。マイクはそちらを。

○岡田委員 私が質問した関係のところと言ひますと6ページ、7ページのあたりかと思ひ

んですが、まず級局別の料金体系は現状維持していくという方針でいくということで、7ページのほうはメタル I P に関しても収支、料金構造と、関心事項についてのご質問に丁寧に回答をいただきまして、ありがとうございます。

級局別については現状の基本料金を維持するという方向でいくということで、おそらくいろいろな考慮もあってのことで、そこは承知したんですけども、ただ中長期的には検討課題であるというようなこともおっしゃっておられます。確かに短期的にはよいと、現状維持というのはその辺の合理性はあると思うんですが、中期的、長期的に考えていくとやはりいろいろな意味で問題が出てくるのではないかなと思うんです。移転するたびに基本料金が変わるというようなことも起きますし、また地方が基本的に安い料金構造になるわけですから、そういうエリアによる基本料金の差というものをどう考えていく、政策的な判断というか解釈が必要になってくることになるのかなと思います。そういうところについての検討課題が、緊急の課題ではないんですが今後の課題としていくべきではないのかなと思います。どう見ても合理的とは思えないので、中長期的な課題としてぜひ継続的にご検討いただければなと思います。

それからメタル I P についての収支構造についてはやはり予測は難しいということで、これも大変そのとおりでだろうと思うんですけども、いろいろな意味で需要構造の変動に応じてその収支の構造が今後大きく変わってくるエリアではないかなとも思いますので、そういう意味でも料金構造の合理的なあり方ということについて、これも継続的に見直していくべき課題ではないかなと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかにご発言はありますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、今ご議論いただきましたけれども、まだ追加でということもあろうかと思えます。今日のご議論を踏まえまして、また追加でお聞きになりたいということがございましたら、事務局で取りまとめていただいて、また N T T のほうにご質問いただきます。この期日は5月10日水曜日とさせていただきますので、書面あるいはメール等で事務局にお寄せいただければと思います。

また、N T T におかれましては、本日及び後日委員から出された質問等について考え方を整理していただきまして、後日の委員会でご説明いただきたいと思います。宿題返しというのをまたお願いしますということでもあります。

ほかに何か特段ご発言はございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の議題は終わりということでございますが、次の日程等について事務局から何かあれば。

○宮野事業政策課補佐 次回の委員会の日程につきましては、別途ご案内させていただきます。よろしく願いいたします。

○山内主査 それでは、本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上